

札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金

申請の手引き

【令和3年度版】

保健福祉局保健所健康企画課

1 補助対象

(1) 対象者 下記の全てを満たしていることが必要です。

ア 札幌市内に所在する既存特定飲食提供施設の管理権原者等であること。

※管理権原者等は、原則として、全面禁煙化しようとする施設について食品衛生法第52条による営業許可を受けた営業者であり、かつ施設の受動喫煙防止の取組についての方針の判断や決定を行う立場にある方をさします。

※申請者及び請求者は、原則として食品衛生法第52条による営業許可証の営業者（法人にあってはその代表者）とします。それ以外の方が申請等行う場合は、個別に相談してください。

イ 対象者が納税義務のある市区町村税の全ての税目を滞納していないこと。

※札幌市外に居住もしくは主たる事業所がある場合は、以下の対応となります。

・居住地が市外の個人の場合は、当該居住地の市区町村税の全ての税目とともに、札幌市内に所在する飲食店にかかる札幌市の市税の全ての税目を滞納していないこと。

・主たる事業所が札幌市外に所在する法人の場合は、当該所在地の市区町村税の全ての税目とともに札幌市内に所在する飲食店にかかる札幌市の市税の全ての税目を滞納していないこと。

・なお、市外の居住地又は所在地が特別区の場合は、市区町村税のうち地方税法の特例により都税とされている税を含む。

ウ 破産法に基づく破産手続、民事再生法に基づく再生手続及び会社更生法に基づく更生手続について、手続開始の申立てをしていないこと又は手続開始の決定がされていないこと。

エ 暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

オ 事業完了日以降、全面禁煙施設とし、今後継続して市内の飲食店の営業を行う意思を有していること。（ただし、当該施設が営業を廃止した場合はこの限りではない。）

カ 当該施設の出入口の見やすい場所に、札幌市が指定する禁煙標識を掲示し、札幌市「禁煙施設」普及推進事業の禁煙施設として登録すること及び市が公表することに同意すること。

キ 札幌市が行う当該事業にかかるアンケートに3年間協力すること。

(2) 対象施設 下記ア～エに該当する既存特定飲食提供施設で、交付申請の時点で施設屋内での喫煙を可能としている施設

ア 令和2年3月31日以前に札幌市内で食品衛生法第52条による営業許可をうけており、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業を行う施設

イ 客席の部分の床面積が100㎡以下である施設

※客席とは、客に飲食をさせるために利用させる場所のことで、店舗全体から厨房やトイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース、待合等を除く部分をさします。

ウ 次に掲げるいずれかの会社により営まれていないもの

- ①大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社）
- ②資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの。

A①の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社

B大規模会社が発行済み株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社（Aに掲げるものを除く。）

エ 過去に当該補助金の交付を受けていない施設

(3) 対象経費 下記アの事業に該当するイの経費が対象となります。

ア. 補助対象事業	イ. 補助対象経費
1 喫煙室の壁等の撤去	材料費、労務費、外注費、運搬費、備品購入費、清掃費等 ※当該事業に係るものに限る。 ※3及び4は鑑賞の用に供するもの（テレビ、絵画、装飾品、ゲーム機など）、食器、調理器具及び日用品等（ティッシュペーパー、ストロー、割りばし、紙ナプキン、おしぼりなど）を除く。 ※消費税及び地方消費税の額を除く。 ※交付決定前に支出した経費は対象外とする。
2 客席部分の内装（壁、天井材、床等）仕上げ材や建具（襖、畳等）の交換・クリーニング	
3 客席部分の家具や備品（ソファ、カーテン、エアコン等）のクリーニング	
4 客席部分の家具や備品（ソファ、カーテン、テーブルや椅子等）の交換	

2. 補助率及び補助上限額

補助対象経費（税抜き）の合計額の10分の9（千円未満切り捨て）とし、1施設につき10万円を上限とします。

※1施設に対し複数の事業者に対する営業許可が認められている場合は、個別にご相談ください。

3. 補助金の申請から請求にあたっての注意事項

(1) 事前相談

補助金の申請にあたっては、必ず工事等の事業着手の前に内容及び見積額等について、保健所の担当部署にご相談ください。

※申請受付期間は、令和3年4月26日～令和4年1月31日の予定です。また、工事等の事業完了後、令和4年3月15日までには事業実績報告書（様式8）を提出する必要があります。申請後の交付決定の審査や事業完了までの期間を考慮の上、余裕をもって

ご相談ください。

※補助金交付は、予算の範囲内で行います。予算額に到達した場合、申請受付期間満了前に申請受付を締め切ることがあります。

(2) 申請方法

交付申請書(様式1)に関係書類を添えて、郵送又は持参にて提出してください。郵送の場合は、内容について確認させていただく場合がありますので、お手元に写しを1部保管してください。

(3) 補助金交付決定と工事等事業の着手

申請受付後、審査を行い交付決定等の通知をいたします。申請前に着手している事業は、補助金交付の対象となりません。また、審査の結果、不交付決定通知書を送付する場合がありますので、交付決定通知書(様式2)を受け取った後に工事等に着手してください。

(4) 変更交付申請・変更交付決定

交付決定後、補助事業に変更が生じる場合は、必ず変更後の工事等に着手する前に保健所の担当部署にご連絡ください。変更申請を行うときは、変更申請書(様式4)に必要な書類を添付し提出してください。

※変更申請受付後、審査の上、変更承認書(様式6)を送付しますので、受け取った後に変更後の工事等の着手してください。

(5) 申請の取下げをする場合

交付決定後、補助事業を行わない等により申請を取り下げる場合には、速やかに保健所の担当部署にご連絡のうえ取下げ申請書(様式5)を提出してください。

※本事業は単年度の事業ですので、翌年度の再開を想定する取下げは申請できません。

※取下げ申請受付後、審査の上、取下げ承認書(様式7)を送付します。

(6) 実績報告及び現地確認

事業完了後、事業実績報告書(様式8)に関係書類を添えて、郵送または持参にて提出してください。書類の内容を確認し、現地での検査確認を実施します。

※実績報告は事業完了後1か月以内もしくは令和4年3月15日のいずれか早い日までに提出してください。

(7) 補助金の確定及び交付

事業実績報告の内容及び検査確認により審査の上、補助金額を確定し、交付額確定通知書(様式9)により通知します。

請求の際には、別添の請求書様式に振込先の通帳の写しを添付してください。

※請求書は令和4年3月31日までに提出してください。

※振込先口座は、請求者名義のものとしてください。

(8) 「禁煙施設」の登録

補助対象事業の完了から事業実績報告書の提出までに、札幌市「禁煙施設」普及推進事業の禁煙施設として禁煙施設登録届出書を提出してください。「施設屋内禁煙」又は「敷地内禁煙」の施設として札幌市ホームページ等で公表いたします。

なお、保健所からお渡しした「禁煙」のステッカーは、施設の出入口の見やすい場所に掲示してください。

(9) アンケートへの協力（事後調査含む）

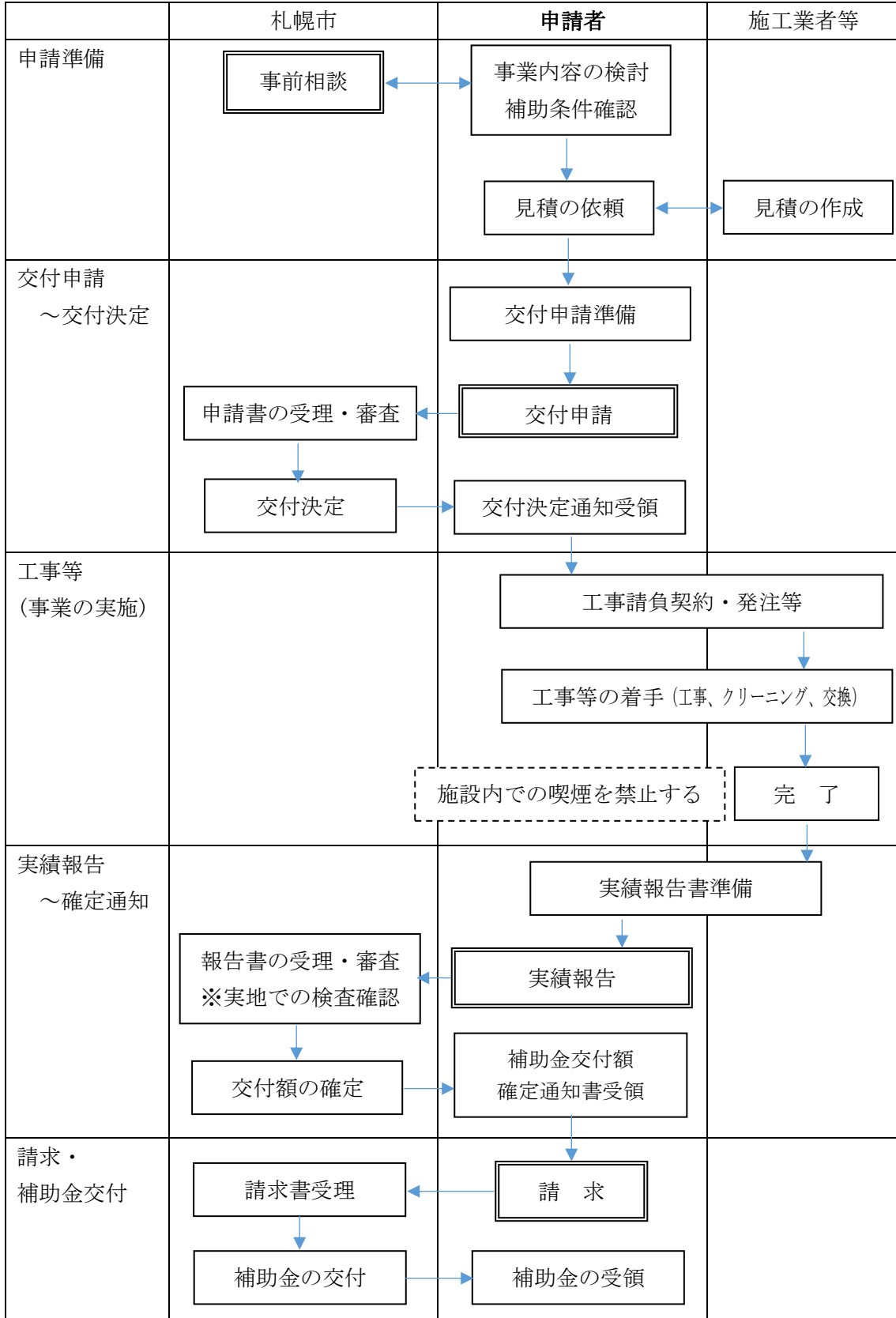
補助金の交付を受けた後の3年間は、当該事業にかかるアンケートにご協力ください。

(10) 施設屋外での喫煙について

施設の屋外の場所に喫煙場所を設ける（灰皿を設置する、屋外での喫煙を認める等）場合には、周囲に受動喫煙が生じないよう配慮してください。

（例：出入口や屋内への給気口付近、歩行者や近隣住宅の付近に灰皿を置かない等）

4. 申請から補助金交付までの流れ



5. 提出書類

手続き	提出する様式	添付書類等	備考
交付申請	補助金交付申請書 (様式1)	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書(様式1-1) <input type="checkbox"/> 収支予算書(様式1-2) <input type="checkbox"/> 納税証明書(指名願) ※取得方法等は、別紙「納税証明書について」をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法人のみ) <input type="checkbox"/> 身分証の写し(個人のみ) <input type="checkbox"/> 住民票(市外の個人のみ) <input type="checkbox"/> 飲食店営業許可証の写し <input type="checkbox"/> 施設の配置図(厨房や客席など施設内の位置関係がわかるもの) <input type="checkbox"/> 施設の平面図(客席面積がわかるもの) <input type="checkbox"/> 現況のカラー写真 <input type="checkbox"/> 見積書の写し(内訳がわかるもの) <input type="checkbox"/> 商品カタログ等(備品や家具の場合) <input type="checkbox"/> 工事図面写し(工事の場合) <input type="checkbox"/> その他参考となる書類(賃貸借契約書等)	<p>○見積書に内訳が明記されていない場合は、内訳書を追加添付してください。</p> <p>○写真はカラー写真としてください。</p>
変更交付申請	変更申請書 (様式4)	<input type="checkbox"/> 変更後の見積書の写し(内訳がわかるもの) <input type="checkbox"/> 変更後の計画がわかるもの(各種図面・施工予定箇所のカラー写真、計画書、予算書等)	○当初の申請時から変更になる書類のみを添付してください。
実績報告	事業実績報告書 (様式8)	<input type="checkbox"/> 収支決算書(様式8-1) <input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> 事業実施場所の位置図 <input type="checkbox"/> 施工完了箇所のカラー写真 <input type="checkbox"/> 掲示した禁煙標識のカラー写真 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料	
請求		<input type="checkbox"/> 請求書(本市から様式を送付します) <input type="checkbox"/> 振込先の通帳の写し(銀行名・支店名・口座番号・)	

(別紙)

納税証明書について

札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金を申請するにあたり、補助対象者（補助金の申請を行う個人もしくは法人）は、納税義務のある札幌市の市税を滞納していないことが要件となります。

交付申請の際には、『納税証明書（指名願）』の原本を提出いただきますので、下記をご確認ください。

なお、札幌市外に居住する個人や主たる事業所は札幌市外に所在する法人の場合は、下記3をご確認ください。

【対象者の要件より抜粋】

イ. 対象者が納税義務のある市区町村税の全ての税目を滞納していないこと。

※ただし、居住地が市外の個人の場合は、当該居住地の市区町村税の全ての税目とともに札幌市内に所在する飲食店にかかる札幌市の市税の全ての税目を滞納していないこと。また、主たる事業所が札幌市外に所在する法人の場合は、当該所在地の市区町村税の全ての税目とともに札幌市内に所在する飲食店にかかる札幌市の市税の全ての税目を滞納していないこと。なお、市外の居住地及び所在地が特別区の場合は、市区町村税のうち地方税法の特例により都税とされている税を含む。

記

1 請求先

- (1) 税の証明窓口（札幌市役所本庁舎2階）
- (2) 各市税事務所（所在地は下記アドレスよりご確認ください）

http://www.city.sapporo.jp/citytax/shizei_jimusho/index.html

※区役所では取得できません。

2 納税証明請求書

- (1) 請求書様式は札幌市ホームページに掲載されています。

<http://www.city.sapporo.jp/citytax/shomei/index.html>

（様式名：所得（市・道民税）証明・納税証明・課税証明請求書）

- (2) 補助対象者（個人もしくは法人）についての市税の滞納がないことの証明となります。法人の場合に、代表者の個人市民税についての証明書を取得されないようご注意ください。

- (3) 納税証明請求書は、以下のように記入してください。
- 「使用目的」の欄 ⇒ 「その他（札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金申請）」
 - 「証明種類」の欄 ⇒ 「納税証明（課税額と納付状況）」
 - 「証明項目（税目）」の欄 ⇒ 「その他（指名願）」
 - 「年度・通数」の欄 ⇒ 年度は指定不要、提出は原本1通
- (4) 課税状況によっては、納税証明書（指名願）が取得できない場合があります。
- (5) 上記のほか、一般的な記載方法等でご不明な点については、1の請求先にお問い合わせください。

3 札幌市外に居住する個人や主たる事業所が札幌市外に所在する法人の場合

- (1) 札幌市外に居住する個人の場合は以下を添付してください。
- ・居住地の市区町村税の納税証明書（納税義務のある全ての税目について）
 - ・札幌市税の納税証明書（指名願）
- (2) 札幌市外に主たる事業所が所在する法人の場合は以下を添付してください。
- ・所在地の市区町村税（法人）の納税証明書（納税義務のある全ての税目について）
 - ・札幌市税の納税証明書（指名願）

※ 納税義務のある税目の例：個人市民税、法人市民税、固定資産税など